

土砂条例適用条件について

◆対象行為： 土砂等により埋立て、盛土及び堆積する行為又は切土による土地の形状の変更に係る行為

◆適用面積： 500㎡以上

※ 500㎡未満の土地における事業であっても、その事業区域に隣接する土地において、当該事業を施行する前に施行され、又は施行中の場合においては、当該事業の事業区域と既に施行され、又は施行中の事業区域の面積と合算して500㎡以上となるものを含む

◆適用除外

- ①災害時に応急的に行うもの
- ②国、地方公共団体その他の公共団体又は規則で定める公共的団体等の行うもの
- ③規則で定める法令又は例規等により許可、認可等を受けて行うもの
- ④既存宅地の再造成で、自己の居住（不随する建物を含む）の用に供するために行う事業
- ⑤同一地内の運土で、土砂等の流失による災害を引き起こすおそれのないもの

上記③の詳細

- ・都市計画法第29条第1項及び第2項に規定する許可
- ・森林法第10条の2第1項に規定する許可
- ・農地法第4条第1項の規定による許可及び同項第7号の規定による届出並びに同法第5条第1項の規定による許可及び同項第6号に規定する届出
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項の規定による許可及び同法第27条第1項の規定による届出
- ・建築基準法第88条の規定による準用される同法第6条の規定による確認（擁壁に限る）
- ・京都府豊かな緑を守る条例第19条第1項に規定する協議
- ・京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第10条第1項に規定する許可
- ・砂防指定地管理規則第4条第1項の規定による許可
- ・その他土地の安全性が確認されると市長が認めたもの